|  |
| --- |
| №21-53　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2022（令和4）年3月18日  ***全保協ニュース***  **〔協議員情報〕**  **全　国　保　育　協　議　会**  **TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509**  **ホームページアドレス〔** [**http://www.zenhokyo.gr.jp**](http://www.zenhokyo.gr.jp/) **〕** |

－今号の目次－

* 保育所等で感染者が発生し、保育士等が濃厚接触者となった場合の取り扱いについて 1
* 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について（厚生労働省） 3

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　保育所等で感染者が発生し、保育士等が濃厚接触者となった場合の取り扱いについて**

令和4年3月16日（水）、オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の取扱い等について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より都道府県衛生主管部局宛てに事務連絡が発出されたことを受けて、保育所等における濃厚接触者の取扱いの詳細が、都道府県・市区町村の保育主管部（局）等宛てに示されました。

これは、保育所等における濃厚接触者の取扱いについて、**要件および注意事項を満たす限りにおいて、必要な保育が提供されるための緊急的な対応として**、下記の取り扱いとすることを可能とするものです。

濃厚接触者となった保育所の職員等の取扱い

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 3月１６日以降 |  | これまで |
| 下記要件および注意事項を  満たすことを条件に、  待機期間中でも、保育に従事可能 |  | 抗原定性検査キットにより4日目と5日目に検査を行い、陰性であった場合には、7日を待たず、待機解除 |
|  | | |
| **【要　件】**   * 他の職員による代替が困難な職員であること。 * ワクチン3回目接種を実施済みで、接種後14日間経過した者。 * ワクチン2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで2回目接種後14日間経過した者。 * 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査または抗原定量検査（当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キット）による検査を行い、陰性が確認されていること。 * 当該職員の業務を施設長等の管理者が了解していること   **【注意事項】**   * ワクチン接種済みであっても、感染リスクを完全に予防することはできないことを認識し、他の職員による代替が困難な職員に限る運用を徹底すること。 * 当該職員が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること。 * 通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。 * 施設長等は、当該職員を含む職員および利用児童等の健康観察を行い、当該職員が媒介となる感染者が発生していないかの把握を行うこと。 * 検査期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から5日目に陰性が確認されるまでとする。   **【検査について】**   * 集中検査について・・・「全保協ニュース」No.21-45参照 * 抗原定性検査キットの入手について・・・「全保協ニュース」No.21-51参照 | | |

内容の詳細については、下記ホームページの「95」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆　「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について（厚生労働省）**

令和4年3月14日、「『社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について』の一部改正について」が公布されました（施行日は令和4年4月1日）。

これは、主に社会福祉法人に対する一般監査について、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない方法での実施について特例的に認める旨を追加されたものです。

**（改正の内容）**

**（１）社会福祉法人指導監査実施要綱　「２　指導監査の類型（１）」**

* 指導監査について、「ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。」を追記

（２）指導監査ガイドライン

「Ⅰ　法人運営」の「３　評議員・評議員会」、「４　理事」、「５　監事」関係

* 評議員、理事、監事の欠格事由について、「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を着眼点に追記

（３）指導監査ガイドライン

「Ⅲ　管理」の「３　会計管理」関係

* 計算書類の注記について注記すべき事項について、「15 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」を着眼点に追記

詳細は別添資料をご確認ください。